

つるい 敦井奨学生 出願のしおり

つるい
敦井奨学会は敦井産業株式会社（本社・新潟市）の元会長敦井榮吉氏が“有能な産業人”を一人でも多く世に送りだしたいという考えのもと、私財を投じて昭和38年に創設された育英法人です。

当会は、新潟県出身の子弟にして、高校の職業学科または高等専門学校を卒業し、大学（短期・夜間部を除く）で学業を修める方で、心身健全・学力優秀でありながら、経済的理由により修学困難な方に対して学資を貸与し、もって社会有用の人材を育成することを目的とします。

公益財団法人 づるい
敦井奨学会

新潟市中央区東大通1丁目2番23号
（北陸ビル8階）

電話代表 (025) 245-2211

I 募集から採用まで

▶ 出願の資格

- (1) 新潟県出身で、職業学科を設置する高等学校における職業学科、または高等専門学校を卒業し、大学（短期・夜間部を除く）に在学する者のうち、心身健全・学力優秀でありながら、経済的理由により、学資の支出が困難と認められる方。
- (2) 高等学校長・高等専門学校長または大学の学部長（またはそれに準ずる方）から、奨学生にふさわしいとして推薦が得られる方。

▶ 出願の手続

(1) 願書

奨学金の貸与を希望する方は、願書（奨学金貸与願）に次の書類を添付して、期日までに、当会あてに一括して提出してください。

- (イ) 住民票（世帯全員分）
- (ロ) 高等学校長・高等専門学校長または学部長の推薦書
- (ハ) 最終学年の学業成績証明書、または調査書（従って、1年生の場合は高校・高専時代の成績証明書）
- (ニ) 大学の在学証明書（1年生の方は「合格通知書」またはその「写」等でも可）
- (ホ) 写真2枚（無帽半身・5×4cm・最近のもの）
- (ヘ) 健康診断書（「高等学校生徒健康診断書」等でも可）
- (ト) 奨学生志望者の家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年間収入額を証明する書類（源泉徴収票等）の写し

(2) 募集期間

毎年3月15日から4月10日まで

▶ 奨学金（貸与）

- (1) 貸与月額 …………… 50,000円（自宅通学・自宅外通学ともに）

※奨学金は、原則として毎月15日（15日が土日祝の場合は、直前の休日でない日）に保護者名義のご指定口座に送金します。

- (2) 貸与期間 …………… 大学4年間（6年制の学部の場合は6年間）

※ 第2学年以降でも出願できます。

▶ 奨学金（給付）

- (1) 給付額 …………… 入学時 100,000円（注1）
卒業時 50,000円（注2）

（注1） 大学1年生のみ給付します。大学の在学証明書または合格通知書（写可）を出願時に提出することが給付要件となります。

（注2） 貸与満期かつ大学を卒業された方のみ給付します。借用証書と卒業証明書（写可）を卒業から1年以内に提出することが給付要件となります。

- (2) 給付時期 …………… 給付金は、原則として入学時は第1回分奨学金交付時、卒業時は卒業直後の4月15日（注3）に保護者名義のご指定口座に送金します。

（注3） 4月15日の振込に間に合わなかった場合、給付要件を満たした方から順次ご送金します。

▶ 採 用

- (1) 採否の決定は、毎年5月に開かれる奨学生選考委員会の選考会議で行います。筆記試験は行いません。
- (2) 採否いずれにかかわらず、結果は保護者あてに通知します。
- (3) 採用決定の方には、諸手続（誓約書等）を経た上で、6月中旬に第1回分奨学金〈4・5・6月の3ヵ月分〉を交付します。

II 奨学生の義務

当会の奨学金は、学資として貸与するものですから、奨学生は大学卒業後必ず返還しなければなりません。なお、本奨学金には、返還義務以外の付帯義務は一切ありません。

また卒業後の就職、大学院進学その他についても制限をしません。

- (1) 当会の奨学生は、常に、立派で有用な社会人となることを心がけなければなりません。従って、素行または学業が思わしくない方については、奨学金の貸与を休止または廃止することがあります。
- (2) 奨学金の返還年限
奨学金は、奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、12年以内に年賦・半年賦の割賦方法で全額を返還しなければなりません。
- (3) 奨学金の返還猶予
奨学生が大学院に在学するとき、外国に留学するとき、また失業のため収入がないときなどは、返還が猶予されます。
- (4) 奨学金の返還免除
奨学生であった方が、死亡したり、心身障害等のため働けなくなったときは、奨学金の全部または一部の返還が免除されることがあります。

※詳細については「奨学金貸与・給付規程」をご確認ください。

Ⅲ 願書記入上の注意

願書（奨学金貸与願）は選考上の大切な資料です。下記の注意事項をよく読んで、出願時の状態のありのままを記入してください。特に職業欄はくわしく記入してください。

1. 「奨学金貸与希望期間」は、大学卒業までの期間を記入してください。
2. 「学資の支出が困難な理由」は、できるだけ、くわしく書いてください。
3. 「履歴」は、中学卒業の時から記入してください。
4. 「趣味・特技」は、随意に記入してください。
5. 「家族の状況」について
 - (1) 同一の住居に居住し、生計を一にする方はすべて記入してください。
 - (2) 次の場合は、別居していても同一家族として記入してください。（「別居」に○印）
 - a) 父母、またはこれに代わって家計を支えている方が、勤務地の関係で別居しているとき。
 - b) 別居していても、家庭から補助を受けているとき。
 - c) 本来同居すべき方が、就学・就職または病気療養等のため一時別居しているとき。
 - (3) 「職業」は、単に会社員・公務員・教員などとせず勤務先・役職名（〇〇会社の〇〇係長・〇〇商店の経理）または営業の内容など、できるだけくわしく記入してください。
 - (4) 「兄弟姉妹が就学中」のときは、「職業」欄に学校名、学年を記入してください。
 - (5) 「収入年額」欄には、父母、またはこれに代わって家計を支えている方の収入年額（税込み）を記入してください。また、最後には合計額を記入してください。収入年額（税込み）は、年間収入額を証明する書類で確認できる数字を記入してください。

以上